Press Release

国土交通省　北陸地方整備局
金沢河川国道事務所

記者発表資料

令和 7年 5月30日
扱い：配布後解禁

出水期を前に堤防や水防資材を関係機関と合同で点検

手取川・梯川・石川海岸水防連絡会では、本格的な出水期を迎えるにあたり「重要水防箇所」及び「水防資材」の合同点検を実施します。

手取川・梯川の重要水防箇所※で予想される危険や対策工法等について合同で現地確認を行うことで、洪水時の水防活動に万全を期すことを目的としています。

※「重要水防箇所」については、別紙「参考資料」を参照ください。

1．点　検　日：令和 7年 6月 4日（水）AM：手取川、PM：梯川

2．点検スケジュール（概要※）

■手取川（１０機関３４名参加予定）
9:00 小姫公園（手取川出張所隣）集合
9:30 頃 手取川右岸 9.6k 付近（巡視No.１）
～11:40 頃 IR 手取川橋梁（巡視No.５）

■梯　川（７機関２８名参加予定）
13:15 梯川右岸 7.8k 付近 集合
13:40 頃 国府水防倉庫（巡視No.１）
～15:20 頃 小松新橋左岸（巡視No.５）

※ 詳細な場所及び時間は、別紙のルート図を参照下さい。

3．点　検　対　象：手取川・梯川（国土交通省が管理する区間）の「重要水防箇所」及び「水防資材」

4．参　加　機　関：「手取川･梯川･石川海岸水防連絡会」の関係機関
石川県、小松市、白山市、能美市、野々市市、川北町、
北陸電力㈱、電源開発㈱、IR いしかわ鉄道㈱、金沢地方気象台、
金沢河川国道事務所

パトロール状況（令和６年度）

資材倉庫確認状況（令和６年度）

参 考）出水期
・手取川：6 月 15 日 ～ 10 月 15 日
・梯　川：6 月 15 日 ～ 9 月 30 日

金沢河川国道事務所
ホームページ

お 問 い 合 わ せ 先

国土交通省　北陸地方整備局　金沢河川国道事務所
事業対策官　宮本（みやもと）　憲治（けんじ）　076-264-9910
（流域治水課 直通）

手取川重要水防箇所パトロール実施ルート図

● 小姫公園
9:00　集合、開催挨拶
9:10～　パトロール出発

巡視No.5（右岸0.2k付近）　11:40～11:50
⑨ 右岸0.15k+10～0.2k（越水（溢水）B）
⑱ 右岸0.2k+80.0　IRいしかわ鉄道線 手取川橋梁（桁下余裕高不足 B）
～11:50　パトロール終了、閉会挨拶
11:55～　解散
（梯川集合場所（右岸7.8K付近）へ移動）

巡視No.1（右岸9.6k付近）　9:30～9:50
⑬ 右岸7.9k～10.1k（基礎地盤漏水 B）
右岸9.2k～9.8k 重点監視区間
神田堤水防倉庫（手取川水防事務組合）

巡視No.2（右岸14.2k付近）　10:05～10:35
◎ 鶴来水位流量観測所（手取川基準観測所）
大国資材倉庫（国土交通省）

巡視No.4（左岸7.6k付近）　11:05～11:25
休憩
辰口ナビゲーションセンター　（国土交通省）
◎ Xバンドレーダ　（能美局）

巡視No.3（左岸9.0k付近）10:50～11:00
⑥ 左岸8.9k～9.5k　（堤体漏水(堤防裏面) B）
左岸8.9k～9.0k 重点監視区間
⑦ 左岸8.9k～9.5k　（基礎地盤漏水 B）
左岸8.9k～9.5k 重点監視区間

凡　例

	重要度　A
	重要度　B
	重点監視区間
No. No.	重要水防箇所No.
No.	重要水防構造物No.
	資材倉庫（国）
	水防等倉庫（県）
	水防等倉庫（組）
	現地説明地点
	パトロールルート

1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の２万５千分の１地形図を複製したものである。（承認番号　平28情使　第919号）

調　整：国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所　〒920-8648　石川県金沢市西念４丁目23番地5号　TEL:(076)-264-8800（代）

国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所

梯川重要水防箇所パトロール実施ルート図

● 集合場所（右岸7.8k付近）
13:15　集合、開催挨拶
13:20～　水防資材の紹介
13:35～　パトロール開始

巡視No.1（右岸8.0k付近）13:40～13:50
国府水防倉庫（小松市）

巡視No.2（左岸10.8k付近）　14:05～14:20
※中海ロードパークに駐車
⑯ 左岸10.6k+150～10.6k+170
（越水（溢水）B）
⑰ 左岸10.6k+170～11.0k+60
（越水（溢水）B）

巡視No.3（右岸12.0k付近）　14:25～14:35
52 右岸11.3k～12.1k
（堤体漏水(堤防裏面) B）
53 右岸11.4k+60～11.8k+80
（越水（溢水）B）
54 右岸11.8k+80～12.2k
（越水（溢水）A）

巡視No.4（左岸5.6k付近）14:55～15:15
白江資材倉庫（国土交通省）

巡視No.5（左岸5.0k付近）15:20～15:30
5 左岸4.9k～5.1k（基礎地盤漏水 B）
左岸5.0k～5.1k 重点監視区間
6 左岸5.0k+80～5.0k+120（越水（溢水） B）
57 左岸5.0k+43.4 小松新橋
（桁下余裕高不足 B）
～15:30　パトロール終了、閉会挨拶
15:40～　解 散

凡　例
- 重要度　A
- 重要度　B
- 重点監視区間
- No. No. 重要水防箇所No.
- No. 重要水防構造物No.
- 資材倉庫（国）
- 水防等倉庫（県）
- 水防等倉庫（市）
- 現地説明地点
- パトロールルート

1:25,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の２万５千分の１地形図を複製したものである。（承認番号　平 27 北複　第 34 号）

調　整：国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所　〒920-8648　石川県金沢市西念４丁目 23 番地５号　TEL:（076）-264-8800（代）

国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所

参 考 資 料

○ 水防とは

洪水等がおきたとき，人命や財産を守るため，その地域に住んでいる人々がさまざまな技術で被害を最小限にくい止めようと活動することを水防活動といいます。水防活動は，みずからの地域をみずからの手で守るという基本的な考えをもとに昔から実施されています。

○ 水防法とは

昭和２４年制定。カスリーン台風等により，大水害をもたらしたことから，水防の重要性が認識されたため施行されました。水防法は，水防に関する基本法であり，洪水又は高潮に対して，水災を警戒し，水害を防ぐ及び被害を軽減して公共の安全を保持することを目的としています。

○ 手取川と梯川の重要水防箇所

手取川・梯川直轄管理区間を管理する国土交通省において定め，市町及び石川県の水防計画に反映し，地域防災に用いられています。出水時には，地元の水防管理団体（手取川水防事務組合，小松市）がこれらの「重要水防箇所」の巡視・点検を行うなど水防活動に当たります。

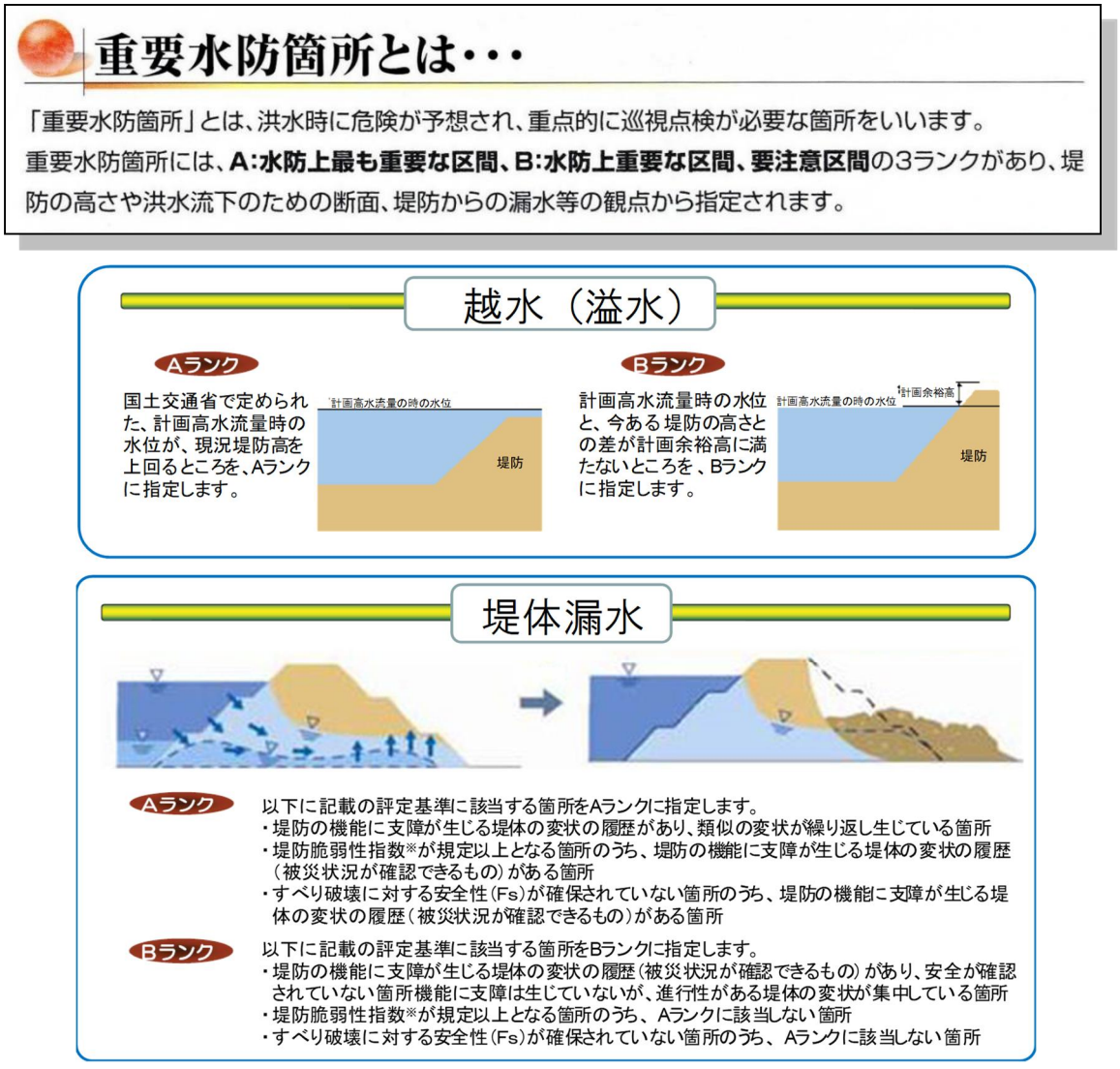

基礎地盤漏水

Aランク

以下に記載の評定基準に該当する箇所をAランクに指定します。
- 堤防の機能に支障が生じる基盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所
- G/W≦1または局所動水勾配i≧0.5となる箇所のうち、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所

Bランク

以下に記載の評定基準に該当する箇所をBランクに指定します。
- 堤防の機能に支障が生じる基盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所
- 堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所
- G/W≦1または局所動水勾配i≧0.5となる箇所のうち、Aランクに該当しない箇所

水衝・洗掘

Aランク

以下に記載の評定基準に該当する箇所をAランクに指定します。
- 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。
- 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。

Bランク

以下に記載の評定基準に該当する箇所をBランクに指定します。
- 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。

工 作 物

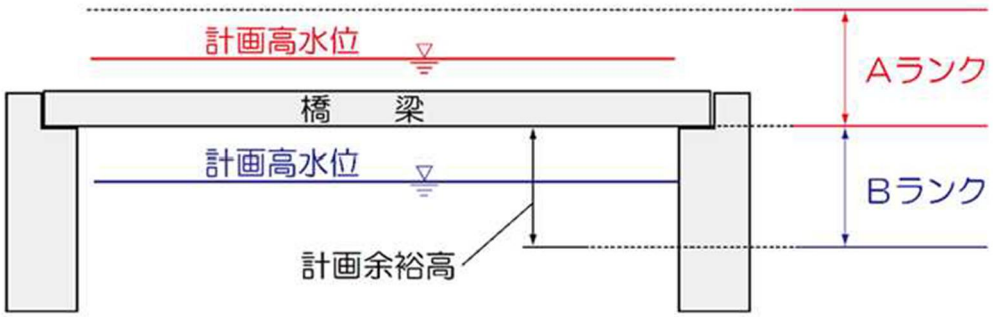

Aランク

改善措置が必要な工作物の設置されている箇所
横断構造物の桁下高が計画高水流量規模の水位より低い箇所

Bランク

横断構造物の桁下高と計画高水流量規模の水位の差が，計画余裕高に満たない箇所

工事施工

要注意

出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。

新堤防・破堤跡・旧川跡

要注意

新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。

陸　　閘

要注意

陸閘が設置されている箇所。